|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札書比較価格 | \3,520,000円 |  |
| 予定価格（消費税含） | \3,872,000円 |  |
| 令和７年度  　工事番号　第８８号  　七戸町総合運動公園野球場人工芝張替工事  **特記仕様書**  　上北郡七戸町字 鶴児平 地内  　七　戸　町 | | |

特　記　仕　様　書

１　工事番号　　第８８号

２　工事名　　七戸町総合運動公園野球場人工芝張替工事

３　工事場所　　上北郡七戸町字 鶴児平 地内

４　工事期間　　契約書取り交わしの翌日から令和７年１２月１９日まで

５　工事範囲　　設計図書及び各仕様書に示す範囲

６　提出書類

①　工事工程表（工事着手届含む。）

②　現場代理人及び主任（監理）技術者届

③　下請負報告書（施工体系図、施工体制台帳、建設業許可証、請書含む。）

④　再生資源利用（促進）計画書・再生資源利用（促進）実施書

⑤　主要資材・メーカー承認願

７　一般事項

①　工事に先立ち全ての施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。

②　設計図書、各工事仕様書、工事打合記録簿、資材検収簿、工事日誌等は、現場に常備しておくこと。

③　工事用電力及び給水等の引き込みは、全て請負業者が行い、その費用は請負業者の負担とする。

④　電力、給水及びガス等の本引き込みから引渡し又は部分使用開始までの基本料金及び使用料金は、請負業者の負担とする。

⑤　施工図、承認図は事前に提出し、監督職員の承認を得てから施工すること。

⑥　工程に応じて確実に記録写真を撮影し、指示部数を提出すること。

⑦　障害物、埋設物等がある場合の処理は監督職員の指示による。

1. 不明な点があるときは、自己判断しないで監督職員の指示を受けること。

８　災害防止

1. 工事期間中、施設関係者、通行人及び隣接建物等に事故・損傷のないように災害防止については万全の策を講じ、関係者と事前に打合せを行うとともに、仮囲いを行い第三者の立入禁止の策を十分講じること。
2. 資材搬入搬出時には誘導員を配置し、事故防止に努めること。
3. 工事現場内に消火器を設置するとともに、火元管理者を定め、火災予防に万全の策を講じること。

９　官公署等への手続き

工事に関して必要な官公署等への手続きは、全て請負業者が行い、その費用は請負業者の負担とする。

１０　設計変更

現場の納まりその他の理由により設計内容を変更する場合は、監督職員と協議のうえ行うものとする。

１１　工程会議

工事工程会議を必要の都度開催することとし、工程表に基づき遅れのないよう十分協議し工事の進捗を図るものとする。

１２　その他

①　現場代理人は現場に常駐すること。

②　特定建設業で、下請金額4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合は、監理技術者を設置すること。

③　監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けたものとする。

④　主任（監理）技術者は、請負金額3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は専任とする。

1. 請負金額500万円以上の場合は、CORINSに登録手続きを行い、その証明となる資料を提出すること。

１３．その他の特記事項

|  |  |
| --- | --- |
| 特記事項 | 特記事項の内容 |
| 低入札調査契約 | 低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査（工事段階検査・・・各工種）の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。 |
| 簡易型建設副産物  実態調査 | 全ての工事において工事完了後、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」により、実施書のデータＦＤを提出する。なお、パソコン環境の状態により、データＦＤの提出が困難な場合は学務課へ連絡のうえ、調査票の提出とする。  上記「入力システム」は建設課より貸与する。 |
| 建設工事に係る資材の  再資源化等に関する法律  第１２条について | （法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。）  法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告書を監督職員に対して行うものとする。  落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。 |
| 建設工事に係る資材の  再資源化等に関する法律  第１８条について | （法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。）  法第18条第1項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。 |
| 工事カルテ作成、登録 | 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）  また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。  なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 |
| 色彩等の景観形成 | 色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドライン」を遵守すること。 |
| 産業廃棄物税について | 本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。  なお、本工事において最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものである。 |
| 暴力団員等による不当介入  に対する通報・報告義務 | 受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通知・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。 |

１４．隣接工事における共通費の調整

青森県県土整備部建築工事共通費積算基準等資料の後工事の取り扱いにより、本工事と下記工事を同一業者が落札した場合は、本工事の共通費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）の調整を変更設計にて精算する。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 工事番号: |  |
| 工 事 名: |  |
| 地　　内: |  |
|  | 工事番号: |  |
| 工 事 名: |  |
| 地　　内: |  |
|  | 工事番号: |  |
| 工 事 名: |  |
| 地　　内: |  |

１５．排出ガス対策型建設機械

　本工事で使用する建設機械のうち、下表に示された建設機械については排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

　なお、排出ガス対策型建設機械とは、道路運送車両法による排出ガス対策規制を受けている建設機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」に指定されている建設機械とする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械７機種

|  |  |
| --- | --- |
| 機　　　種 | 規　　　　　格 |
| バックホウ | ディーゼルエンジン出力30～260kW（40.8～353PS） |
| トラクタショベル | 同上 |
| 大型ブレーカ | 同上 |
| コンクリート吹付機 | 同上 |
| ドリルジャンボ | 同上 |
| ダンプトラック | 同上 |
| トラックミキサ | 同上 |

一般工事用排出ガス対策型建設機械8機種

|  |  |
| --- | --- |
| 機　　　種 | 規　　　　　格 |
| バックホウ | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS） |
| トラクタショベル | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  車輪式 |
| ブルドーザ | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS） |
| 発動発電機 | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  可搬式（溶接兼用機を含む） |
| 空気圧縮機 | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  可搬式 |
| 油圧ユニット | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  可搬式（溶接兼用機を含む） |
| ダンプトラック | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ |
| トラックミキサ | ディーゼルエンジン出力7.5～260kW（10.2～353PS）  ラフテレーンクレーン |

なお、排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（承諾書）により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

注）疑義の生じた場合はその都度監督員と協議すること。

１６．提出書類

１６－１）契約書に基づいて提出する書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出  区分 | 名　　称 | 提出期日 | 部数 | 条項 | 備　　考 |
| ○ | 工程表 | 契約締結後14日以内 | 1部 | 3条 |  |
|  | 請負代金内訳書 | 契約締結後14日以内 | 1部 | 3条 | 3条(A)(B)適用の場合 |
| ○ | 施工体制台帳  施工体系図 | 下請契約締結後速やかに | 1部 | 7条 |  |
| ○ | 現場代理人等通知書 | 着工時 | 1部 | 10条 |  |
|  | 支給材料受領書 | 引渡の日から7日以内 | 1部 | 15条 |  |
|  | 貸与品借用書 | 引渡の日から7日以内 | 1部 | 15条 |  |
| ○ | 完成届 | 工事完成の日から5日以内 | 1部 | 31条 |  |
| ○ | 引渡書 | 工事完成検査合格後 | 1部 | 31条 |  |
| ○ | 請求書 | 工事完成検査合格後 | 1部 | 32条 |  |

１６－２）仕様書等に基づいて提出する書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出  区分 | 名　　称 | 提出期日 | 部数 | 共　通  仕様書 | 備　　考 |
|  | 施工計画書 | 着工前及び必要の都度 | 1部 | 1-1-6 | ※1 |
|  | CORINS工事カルテ受領書 | 工事カルテ受領書が返送されたら速やかに | 1部 | 1-1-7 | 請負金額  500万円以上 |
| ○ | 材料試験成績表 | 工事完成の日から5日以内及び必要の都度 | 1部 | 2-2-1 |  |
| ○ | 工事写真 | 工事完成の日から5日以内及び必要の都度 | 1部 | 1-1-24 | 工事写真全部1部  着工前・完成１部 |
|  | 施工管理図表 | 工事完成の日から5日以内及び必要の都度 | 2部 | 1-1-28 |  |
|  | 安全訓練等の実施状況 | 工事完成の日から5日以内及び必要の都度 | 1部 | 1-1-31 |  |
|  | 火薬類使用計画書 | 着工前及び必要の都度 | 1部 | 1-1-32 | 非火薬品（破砕役）含む |
| ○ | 事故報告書 | 発生時 | 3部 | 1-1-34 |  |
|  | マニュフェスト | 工事完成の日から5日以内及び必要の都度 | 1部 | 1-1-21 | ※2 |
| ○ | 建設業退職者共済組合  の発注者用掛金収納書 | 契約締結時又は事情がある場合は契約締結後1ヶ月以内 | 1部 | 1-1-45 |  |
| ○ | 履行報告書 | 毎月1回監督職員の指定日 | 各1部 | 1-1-29 |  |
| ○ | 工事に関する承諾書 | 着工前及び必要の都度 | 1部 | 2-2-4 | 工事材料　※3 |
| ○ | 再生資源利用促進計画書 | 着工前及び必要の都度 | 1部 | 1-1-21 |  |
| ○ | 再生資源利用計画書 | 着工前及び必要の都度 | 1部 | 1-1-21 |  |

※1　請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）

※2　マニュフェストの提出は、A票とD表の写し。（工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること）

※3　「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

１７．機器表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 機器仕様 | 参考品番 |
|  |  |  |
|  |  |  |